

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立病院機構埼玉病院

誓約書の提出について（ご依頼）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」は、国から配分される競争的資金（科研費等）を中心とした研究資金について、配分先の研究機関が適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されており、昨今の研究における不正行為や研究費の不正使用を防止するための取り組みとして示されているところです。

また、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、研究活動がそれまで研究者個人の責任に委ねられていたものから、今後は研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化するとの方向から、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が示され、そのための体制作りとともに、不正な取引に関与しない旨を表明した誓約書等の提出をお取引先様に対して求めることが要請されました。

これを受け、「独立行政法人国立病院機構埼玉病院における公的研究費等の取扱いに関する要領」を制定し、当院と継続的に取引を行う全てのお取引先様に対して、別紙「誓約書（取引業者）」の提出をお願いすることになりました。研究費の不正・不適切使用は、いかなる理由によっても正当化されないのであり、当院としてはお取引先様との相互理解に基づく信頼醸成に努め、対等・健全な関係を構築し、適正取引に努める所存でございます。

つきましては本趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具